

第21回  
消費者教育推進会議  
議 事 録

消費者庁消費者教育・地方協力課

## 第21回消費者教育推進会議 議 事 次 第

1. 日 時 平成29年11月27日（月）10：00～12：00
2. 場 所 中央合同庁舎第4号館共用特別第1会議室
3. 議 題
  - (1) 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更案について
  - (2) その他
4. 出席者（敬称略・50音順）

委員：青木秀子、東 珠実、色川卓男、尾上浩一、柿沼トミ子、片山博子、齋藤秀樹、坂倉忠夫、清水かほる、曾我部多美、千葉恵美子、出口貴美子、永沢裕美子、中村新造、原早苗、萩原康秋、吉國眞一

幹事等：警察庁生活安全局：太田尾生活経済対策管理官付係長【代理出席】  
金融庁総務企画局：本田課長補佐【代理出席】  
文部科学省生涯学習政策局：中野男女共同参画学習課長  
農林水産省安全局：川本消費者行政・食育課課長  
経済産業省商務情報政策局：伊奈消費経済企画室長  
環境省総合環境政策局環境経済課：永見環境教育推進室長

消費者庁：川口次長、小野審議官、尾原消費者教育・地方協力課長、青山消費者教育推進室長
5. 配布資料
  - 資料1－1 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」変更案
  - 資料1－2 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」変更案（対応表）
  - 資料2 「消費者教育の推進に関する基本的な方針の改定に向けての意見」（平成29年11月8日 消費者委員会）
  - 資料3 第1回「若年者の消費者教育分科会」概要
  - 資料4 第3期消費者教育推進会議スケジュール（案）

### 参考資料

- 参考資料1 各省庁における消費者教育施策
- 参考資料2 消費者教育推進計画策定状況及び消費者教育推進地域協議会設置状況
- 参考資料3 消費者教育推進会議取りまとめ（平成27年3月）
- 参考資料4 第二期消費者教育推進会議取りまとめ（平成29年6月）

○東会長 定刻でございますので、ただいまより第21回「消費者教育推進会議」を開催いたします。

皆様、御多用のところを御参集いただき、ありがとうございます。

初めに、前回まで御出席できなかった柿沼委員から、御挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○柿沼委員 おはようございます。

欠席で申し訳ございませんでした。お手元に資料を届けさせていただいております。いただいたお時間は2分ですので、その中で簡単に紹介をさせていただきたいと思ひます。

私たちの団体は全国地域婦人団体連絡協議会と申しまして、主な取組としては男女共同参画社会の実現から、もちろん消費者問題はメインでございますが、環境問題、食の安全・安心、福祉・健康、平和運動、北方領土から竹島から、全部取り扱っておりますが、そんな老舗の百貨店としての間口の広い活動をしております。

中を開いていただきますと、どんなものかといひますと、一番下に婦人会の市町村レベルのものがありまして、都道府県がありまして、そして全地婦連と、全国につながっているということで、今は47都道府県全部にありまして、そして、川崎市が政令指定都市として参加をしております。全国をこのような7ブロックに分けまして、7ブロックで毎年一巡しながら、全国大会、そして全ての方々の活動の方針も決めながら展開しております。防災にも大きな力を入れておりますし、今は非常に問題になっておりますが、消費者の絡みにつきましては、この間は全国大会で各県からのミニ劇団を募集しまして、詐欺防止の審査をし、優秀賞に実演をしていただいたということで、特に消費者のことには力を入れております。

私の個人的なことですが、私は、もともとは埼玉県職員ですが、婦人会歴40年以上です。環境や防災の部長をしながら、今の上田知事の特別秘書、それから地元の町長、それから今は全地婦連の会長と地元の県会議員をしておりまして、特に消費者のことについて首長や議員さんに理解を深めていただくことを極力実施しているところでございます。さまざまな活動を、地元密着で実施しているのが全国地域婦人団体連絡協議会でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。どうぞ皆様、よろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございました。

○東会長 どうもありがとうございました。

本日、飯泉委員、岩本委員、鈴木委員は御欠席ということですが、また、青木委員、原委員は遅れて御参加ということですので、御了承のほどお願ひいたします。

それでは早速ですが、本日の議事に移りたいと思ひます。議事次第をごらんください。本日は「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更案について議論を行います。変更案は前回御議論いただいた骨子案をもとに、現行の基本方針に変更を加えたものです。変更にあたっては、前回の推進会議での各委員からの御意見、また関係行政機関からの意見、消費者委員会からの意見、そして第2期推進会議における論点整理等を盛り込んだも

のでございます。

それでは、資料につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○青山消費者教育推進室長 消費者教育・地方協力課消費者教育推進室長の青山でございます。

資料につきましては、資料1-1、1-2、及び資料2をごらんください。

まず、資料1-1は基本方針の変更案でございます。

資料1-2は、基本方針の骨子及び内容について、現行と変更案を対応させているものです。左から基本方針の骨子、次が基本方針の骨子の内容変更案、それから現行基本方針と基本方針の変更案と並んでおりまして、一番右には、いただきました各意見を記載してあります。

それから資料2は、11月8日に行われました消費者委員会の本会議において取りまとめられた、基本方針の改定に向けた意見というものになっております。これをいただいております。

また、現行の基本方針は机の上に置いてあります第2期推進会議の取りまとめ、白い冊子になりますけれども、その263ページに掲載がありますので、適宜、御参考としてごらんください。

それでは、資料1-1を中心に御説明をいたします。前回の推進会議で御議論いただきました骨子をもとに、現行の基本方針に変更を加えております。変更を加えている過程でさらに若干の変更を加えることとなった部分もありますけれども、それらの変更部分を細かく突き合わせたものは資料1-2となりますので、御説明につきましては、どう変わったかということを細かく御説明するよりも、全体としてごらんいただきまして、今後の基本方針としてどうかという観点で御意見をいただければと思います。

まず、資料1-1の本文が7ページからになります。7～11ページが「I 消費者教育の推進の意義」という部分になります。

「1 消費者を取り巻く現状と課題」、7ページから10ページの上部にかけての「(1) 社会経済情勢」及び「(2) 消費者事故・トラブルの状況」、「(3) 大震災の経験」の部分につきましては、全体的に最近の状況に応じて書き直しをしております。

それから10ページの中段になります「(4) 安全・安心の確保」につきましては、安全・安心の確保のためには消費者自身もルールや制度を知る努力をするように、そのような消費者の育成が消費者教育の主要な課題であるということがもともとありますけれども、そこを少し丁寧に書き加えております。

それから10ページの下部から11ページにかけての「(5) 日常の消費生活と環境や社会への影響」につきましては、SDGsの視点等を追記しております。

12ページから14ページにかけましては、「2 消費者教育の推進の必要性」になります。

まず、12ページの「(1) 『消費者教育』の意義」の部分には、従来の表現からもう少し丁寧な記載をしております。

12ページの下から13ページにかけての「(2)『消費者市民社会』の意義」の部分につきましては、13ページの中段に、消費者志向経営とともに、消費者・事業者の双方向の情報交換が実現できるよう、消費者も力を育成する努力をするということと、SDGsの視点を追記しております。

15ページから23ページにかけましては、「Ⅱ 消費者教育の推進の基本的な方向」の部分になります。

まず、15ページの「1 体系的推進のための取組の方向」。「(1)消費者教育が育むべき力」はそのままになっています。

15ページの下から16ページにかけての「(2)各ライフステージでの体系的な実施」につきましては、16ページに学校を卒業した以降の消費者についての切れ目のない学びの機会ということについて追記をしております。

それから、16ページの半ばにあります(ライフステージに応じた教育の場・方法の活用)につきましては、もともと場の特性に応じた方法という部分にあったものですが、内容から、ライフステージに応じた教育の場と方法のほうがふさわしいということから、ここに移動してあります。

それから16ページの下の方から17、18ページにわたって、ちょっと分量が増えておりますけれども、「(3)消費者の特性に対する配慮」という部分につきましては、特に配慮を要する消費者というものに触れるとともに、成年年齢引き下げを念頭に置いた、若年者への消費者教育についてを追記しています。

また、アクティブな高齢者や、ライフステージや家庭状況の多様性についても触れまして、個人個人の事情や状況にかかわらず、誰もが消費者教育を受けることができるように、包摂的に取り組む必要があるということを追記しました。

それから、18ページの中段になりますが、「(4)国からの多角的な視点の情報提供」の(消費者市民社会構築に向けた情報提供)の部分については、エシカル消費について例示しました。

その下、「2 各主体の役割と連携・協働」の(1)の部分については特に変更はございません。

20ページの上の方の「(2)消費者行政と教育行政の緊密な連携・協働」の(消費者行政と教育行政の連携・協働の意義と必要性)の部分には、連携のための消費者教育推進地域協議会の枠組みを活用した積極的な連携というものを追記しています。

それから、20ページ下の「(3)地方公共団体と消費者団体、事業者・事業者団体との連携」につきましては、消費者団体の育成支援と事業者の消費者志向経営の視点での消費者教育の役割というものについて触れました。

それから、21ページから23ページの「3 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進」の部分については、特に記述につきましては変更はございません。法教育と金融経済協力が、現行では(その他の消費生活に関連する教育)ということで1つ内側に

入っておりましたけれども、それを前のほうに特に出しております。

（その他の消費生活に関連する教育）ということで、23ページの下で主権者教育やキャリア教育との関連について少し触れております。表現についてはこれから御議論いただきたいと思っております。

24ページ以降は「Ⅲ 消費者教育の推進の内容に関する事項」になります。

まず、「1 様々な場における消費者教育」の部分につきましては、「（1）学校」、特に小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等について、文部科学省より新しい学習指導要領に基づいた記載をしていただいております。

それから、25ページの下「（2）地域社会」の地域の部分につきましては、消費生活センターがどのようなことを行っているかということに記載しました。また、現行では消費生活センター等の「等」で読みまして、ここに一緒に書かれていた社会教育施設における消費者教育に関する記述を26ページの下の方に、（社会教育施設や各種コミュニティを活用した消費者教育）として独立させております。

それから、27ページの（高齢者・障害者等への見守りと消費者教育）には、消費者安全確保地域協議会の枠組みを活用した消費者教育の実施と見守りの担い手育成ということを追記しました。

それから、その下の家庭につきましては、28ページに、児童養護施設における消費者教育に関して、家庭で対応できない場合等についてを追記しました。

それから、「（3）職域」につきましては、（従業者への消費関連情報提供）について、事業者に求められる事項を下のほうに追記しております。

それから、29ページの「2 消費者教育の人材（担い手）の育成・活用」につきましては、「（1）小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における教職員」の部分について、知識のみではなく、日常生活の中でその知識を活用できる実践的な能力を育み、自立した消費者の育成のために教職員の指導力の向上を一層図るということ。そのための教員養成や教員研修についての記載をしております。

それから、その下の「（2）大学等における教職員」につきましては、次のページ、30ページに、連携のための消費者教育推進地域協議会への参画促進、研修の場を利用した啓発や情報提供ということを追記しました。

それから、「（3）消費者団体・NPO等の地域人材」については、社会教育施設における担い手の育成ということを追記しました。

30ページの下（国による連携・協働の働きかけ）の部分につきましては、次の31ページに、学校での消費者教育における外部人材の活用というものを追記しております。

同じくその下の（コーディネーターの育成）の部分につきましては、31ページから32ページにかけて、コーディネーターの仕組みの検討や調整機能の実効性向上のための具体的方策や活動支援の検討というものを追記しました。

32ページは特に変更はなく、32ページの下の方、「（5）消費者」の（消費者の自覚

の喚起)というところについて、33ページになりますが、消費者が加害者になる危険性という部分について触れております。

それから33ページの下、「3 消費者教育の資源等」につきましては34ページをごらんいただきたいのですが、特に(学習内容の工夫)の部分に、若者や高齢者などの特性に応じた情報提供や学習の機会、アクティブ・ラーニングの視点等の指導方法の工夫というものを追記しております。

その下の「(2) 調査研究」の(基礎的な情報の整備)につきましては、35ページになりますが、消費者教育の効果的な推進のための調査研究の必要性を追記しております。

ちょっと飛びまして、37ページから39ページにかけての「IV 関連する他の消費者施策との連携」については、ほとんど変更はございません。39ページの一番最後に、「4 苦情処理・紛争解決の促進」の部分で「適格消費者団体による消費者団体訴訟などの」という部分を追記しております。

40ページから41ページ、「V 消費者教育の計画的な推進」の部分につきましては、「2 基本方針の達成度の検証」の部分で41ページ、「(2) 達成度の検証」の(各都道府県での推進計画策定)について、推進計画・推進協議会ともに都道府県についてはおおむね設置されつつあることから、今後は内容の充実・実効性の確保を目指すとともに、市町村への展開を目指す旨を記載しております。

それから、(指標化に関する調査研究)の部分についても、知識だけではなく、その知識に基づきとった行動内容についても把握するとともに、これまで消費者教育として行ってきた方策の効果を調査することの必要性というものを記載しております。

本文の中に、ところどころ出てくる注につきましては、42ページ、43ページにまとめて記載をしております。

それから44ページ、45ページに「今後5年間の重点事項」という別紙をつけております。これについては消費者委員会からの意見を受けまして、第2期推進会議の論点を整理したものをまとめたものになります。消費者委員会からいただいた意見につきましては、ほとんど全て基本方針の中には盛り込まれておりますけれども、消費者委員会からは、今後5年間で重点的に取り組むべき事項を明記すべきとの意見をいただいております。一方で、第2期推進会議においても基本方針の見直しに向けた論点整理として、今後の重点事項を挙げておりますので、現時点の案として論点整理の重点事項をもとに今後の重点事項をまとめ、別紙として巻末につけてはいかがかという案でございます。

これにつきましても、御意見をいただければと思います。

この別紙の部分につきましては、2期の論点整理と内容的にはそのままなのですが、若干、組みかえをしております。例えば消費者教育の効果的な推進ということで、論点整理のほうは1にあったものを、調査研究ということで4に置いてあるとか、また、社会情勢の変化に対応した消費者教育の強化ということで、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、教員の指導力の向上も重要であるということなど、多少追記したりと

いうことはありますけれども、大体そのままここに載せてあります。

これについても御意見をいただければと思っております。

私からの説明は以上になります。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、変更案について、御意見を伺いたいと思います。かなり膨大な資料がございまして、資料1-1がこの変更の最終的な案の御提案で、それを作る作業の過程を資料1-2のほうに整理してお示しいただいているということでございます。

目次を見ていただきますと、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、そして注や別紙というような構成になっておりますが、まずはⅠとⅡから御意見をいただきたいと思います。7ページからの「Ⅰ 消費者教育の推進の意義」に関する事、そして15ページからの「Ⅱ 消費者教育の推進の基本的な方向」でございます。Ⅰ、Ⅱについての御意見がありましたら、まずはお願いしたいと思います。

では、先に清水委員から。

○清水委員 全相協の清水です。「Ⅱ 消費者教育の推進の基本的な方向」の「(3) 消費者の特性に対する配慮」、17ページのところをお願いします。中段で、消費生活センター等の相談窓口を利用できるよう、その役割・機能等について教育現場などで周知に努める」と書いていただいています。相談の現場ですと、最近の若者層は学校教育でクーリングオフ制度や消費生活センターを学んできています。言葉は知っていますが、実際に相談を受けていますと、インターネット得た知識を重視して、例えば契約の成立はこうですよと私たち相談員が言うと、「でも」と反論されます。インターネット通販にはクーリングオフ制度はないと言っても、インターネットの検索では、消費生活センターが介入したら何とかしてくれたと書かれていたので、やってほしいと言ってきます。クーリングオフ制度や消費生活センターの知名度を周知する教育は終わり、役割や機能について教育する必要があります。自分ごととして頭で考えることが大切です。まずは自主交渉、自主交渉の次に、自分で書面を書いて、問題点を主張する。その後、どうしても話し合いが平行線だったら消費生活センターの相談員があっせんをする。こういう流れを全く理解せず、他人ごとのように、消費生活センターは何をしてくれるのかと主張し、このような役割の話をする、市役所は税金泥棒だと苦情を言われます。ぜひとも、この辺の周知ということは必要だと思っております。書いていただいて、ありがとうございます。

○東会長 ありがとうございます。

特に加筆修正ということではなく、御意見ということによろしいですか。

○清水委員 はい。このままで結構です。

○東会長 わかりました。そのあたりは、ここの部分にきちんと書き込んでいただいています。ありがとうございました。

それでは中村委員、どうぞ。

○中村委員 幾つかありますので、コンパクトにお話ししたいと思います。



私は事前にいただいたもので見ているので、若干、ページ数がずれているのかなとも思いますけれども、8ページのIの1の(1)のところで、上のほうに「一方で」という段落があります。ここの最後に「意識を持つことも重要である」という記載がありますが、これが何の意識かということを書いたほうがよいのではないかと考えています。例えばビッグデータなどは情報が大きくなりますので、情報漏えいに関する危険性にも配慮する意識とか、何か意識の中身を説明する必要があるかなと思いました。

さらにその2つ下の「公職選挙法の一部改正」という段落ですけれども、これは成年年齢引き下げに関する記載が増えたことに関係するのだらうと思いますが、第一文で「民法の成年年齢の引き下げについても検討が行われている」とあり、そこから「人生の入り口において」とつながっているのですが、このあたりのどこかに、未成年者取消権の意義みたいなものを。例えば私ども日弁連としては、これは取消権があるから業者がもう寄ってこないという意味では、防波堤の役割があると思っているのですが、そのように取消権というものは非常に意義がある、例えば防波堤のような機能があるのだというような指摘を入れていただいてはいかがかと思います。

それと「(2) 消費者事故・トラブルの状況」のところの第2段落の下のほうで、途中、「ネットにつながる人と人、商品・サービスの提供と消費が事業者と消費者に明確に分けられないなど」というところがありまして、この、「ネットにつながる人と人」というところが、ちょっと表現が浮いているかなと思うので、何か付加するのか削除するのか御検討いただければと思います。

また、「(3) 大震災の経験」というところで、これは条文の建付け、3条6項の建付けがそうになっているのですが、非常時こそ正確な情報を発信しなければいけないということが述べられていますが、この条文の趣旨の背景には、平常時であっても当然、正確な情報を発信するという確認的な趣旨があると思いますので、そのことも書いていただいて、平常時だってやらなければいけないのだよということを指摘していただければいかがかと思います。

次に、11ページあたりでしょうか。2の「(1) 『消費者教育』の意義」というところの第2段落で、「自立した消費者の育成は」という記載が新しく入っています。ここだけではないのですが、全体的に、消費者教育は自立した消費者を育成するのですが、それでもやはり自立できない、なかなか自立するというゴールにたどり着かない消費者も多いという点についての配慮を幾つか入れていただくとよいのかなと思います。

それと、次のページの(2)の4段落目の「消費者の声を事業者へ届け」という赤字の段落があります。ここは直っているのならばいいのですが、私がいただいたものでは、育成する努力をするというところで終わっているのですが、努力する必要があるとか何かそういう表現にすると下がつながるのかなと思いました。

それと、これはちょっと大切なことかなと思うのですが、さらにその2つ下の段落の、「消費者市民社会の形成のためには」というところです。(2)で消費者市民社会という

言葉の意義についていろいろ説明をされていて、全体としてはその中身をこのように発展させていこう、浸透させていこうということが書いてあると思うのですが、どこかで明確に、消費者市民社会という言葉なり、その考え方を浸透させていくのだという段落を置いていただけないでしょうか。

次に、Ⅱのほうに行きまして、1の「(3)消費者の特性に対する配慮」というところ、2つ目の大きな段落の下の方で、「また、若年者の消費者被害を防止するための支援方策として、ワンストップサービス」云々という記載がありますけれども、若年者にきちんとした消費者被害の対策について教えるためには、防止だけではなくて被害に遭ってしまった後の救済、例えばどのようなところに行けば救済されるのかということも教えなければいけなくて、例えばその下に188などが挙げられているのですが、防止だけではなくて救済もあるのだと。そして救済の中身としては、恐らく究極的には裁判制度など、そういうことも教えなければいけないのではないかと感じております。

私からは以上です。

○東会長 ありがとうございます。

非常にたくさんの方をいただきましたので、ほかの方からも御意見をいただいた後で、もう一度整理をしたいと思います。

永沢委員、お願いします。

○永沢委員 NACSの永沢でございます。

中村先生が言われたところと重なる部分もあるのですが、まず、第1点目としては、全体の印象として、消費者市民社会、自立した市民というところが、それも大事なことなのですが、その前の安全に対する教育という部分、強調する部分が全体として何となく薄くなっているような印象がありまして、ちょっと気になったところです。まず、全体の印象として思ったことを申し上げます。

それから、第2点目ですけれども、Ⅱのところの、これは書き方についてもう一度、どういう意味なのかという確認をさせていただきたいと思います。16ページの上から2段落目の赤字のところ、「社会人については事業者等が消費者教育に取り組むメリットが見えにくい」というこの意味が私にはちょっと理解できませんでした。市場を形成している主なプレーヤーは社会人ですので、こここそ消費者教育に取り組むメリットがあるべきなのに、なぜないのかというところの意味が、一般の目から見るとわかりにくいというところで、もう少しこの説明をお聞きして、表現を変えていただきたいと思います。恐らく全体を通して、学校教育への比重が高いように思っています。学校教育は重要なのですけれども、やはり学校教育のほうがやりやすい、効果が見えやすいという意味なのだろうかとも思いながら読んだのですけれども、そのあたりがちょっと気になったところです。

それから先ほど、安全教育がウエートとしてやや少ないのではないかと申し上げました。私は今回から参加させていただきまして、全体をざっと読んでの印象となりますけれども、21ページからのところですが、この推進法第3条第7項では環境教育、食育、国際

云々となっているわけで、この内容について書いてあるわけですが、ここに安全教育と消費者市民社会の一員としての教育というものが基本にあると理解はできるのですが、そこが見えず、突然、環境教育、食育と並ぶと、何か違和感があります。可能ならば下に絵か何かをつけていただいて、まず基礎となる部分の教育として、消費者教育のターゲットとしての安全教育と消費者市民教育がまずあって、その上にその関連という位置付けでこうした教育があるというような絵が示されていると良いのではないかと思います。消費者教育に余り詳しくない人は、そうか、消費者教育というのは環境教育とか食育とか、そういうことなのかなとも思ってしまうのかなと、私としては気になったところです。現実の現場では、基本方針で示された順番で消費者教育が実施されているようにも思いますので、消費者教育の基本は何かが目でわかるよう、一般人がお読みになった時のことを考えて、工夫をいただけたらと思った次第です。

長くなって申し訳ありません。

○東会長 ありがとうございます。

それでは吉國委員、お願いします。

○吉國委員 金融広報中央委員会の吉國でございます。

まず、23ページの金融経済教育については、文章は全く変わっておりませんが、位置付けとして、これまではほかの中に入っていたのが前に出てきていますので、格上げされたものとして受け止めており、ありがたく思っております。

それから、これは中村委員の話ともちょっと関連しますけれども、8ページのFinTechについては、私どもの要望を入れていただきありがたいのですが、書き方として、FinTechとIoTの書き方に、もう少し工夫の余地があるのかなと思います。FinTechもIoTも同じように消費構造に大きな変化を生じさせますし、それからFinTechでも消費生活に関する情報が外部へ提供されるということになりますので、例えば「FinTech等の金融にかかわる技術革新やIoTにより消費構造に大きな変化を生じさせる。また、こうした中で消費生活に関する」としたほうが良いような気もしました。

それからもう一つは、例えばインターネット通販については「消費者トラブルの複雑化にもつながっている」と、マイナス面が書いてありますけれども、FinTechとIoTについては有用性だけが出ていますので、ここは先ほどの中村委員も言われたように、マイナス面に対する意識も書いたほうが良いような気もしました。

最後は、SDGsです。持続可能な開発目標。これを挙げていただくことで、世界的な潮流というものを意識しているのが分かるのは非常にいいと思うのですが、それとの関連で言いますと、SDGsと並んで世界的な流れになっている社会的包摂、ソーシャルインクルージョンをどこかに入れたほうが良いのかなという気もします。例えば17ページの一番下の段落はまさにソーシャルインクルージョンそのものの話ですし、実際、その最後のところに、「消費者教育は包摂的に取り組む必要がある」という言葉がありますので、例えば「今、世界全体が取り組んでいる社会的包摂の一環」というような形で明記していただいたほう

がいいのかなという気がしました。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

坂倉委員、お願いします。

○坂倉委員 ACAPの坂倉でございます。意見を2点、述べさせていただきます。

まず、1点目は、13ページの真ん中のあたり。赤字で追記いただいている部分ですが、これはどちらも消費者志向経営、さらにはSDGsと、前回の意見を早速取り入れていただいて、ありがとうございます。

この中で、上のほうの赤字の2行目に「消費者・事業者の双方向の情報交換が実現できるよう」とあるのですが、この「情報交換」というのは何かちょっと、私の印象では薄いかなという感じがしています。「コミュニケーション」とされてはどうでしょうか。というのは、別に進めている消費者志向経営の推進では、事業者と消費者の双方向のコミュニケーションの深化が一番大事であるとうたっていますので、それとの整合性という意味でも、情報交換よりは一步踏み込んで、コミュニケーションが実現できるようにということがよろしいと思います。

合わせて、その後ろに、「できるよう、消費者も（中略）努力をする」ということですが、これですと、消費者だけが努力しなければいけないように受け取られると困るなど。これは事業者ももっと努力しないといけないと思いますので、双方がさらに努力するというような形にされたらよろしいかと思えます。これが1点目。

2点目は、16ページの上から2段落目の赤字の部分。先ほど、永沢委員も御意見をおっしゃっていましたが、この赤字の2行目に「事業者等が消費者教育に取り組むメリットが見えにくい」という記載があります。見えにくいという事業者もいるかもしれませんが、そうではなくて、例えば、消費者教育は大事だと思うけれども、何をやったらいいのかわからないとか、どうやったらいいのかわからないという事業者もたくさんいらっしゃるし、あるいは自社の作っている商品の使い方をきちんと消費者の方に伝えることも大事な消費者教育だということも、消費者教育の一部として認識されていない事業者もいらっしゃるかと思えますので、ここは、事業者団体や行政など各主体と連携して消費者教育についての再認識をしていただくこと、というようなニュアンスを盛り込まれたらよろしいかと思えます。

以上、2点でございます。

○東会長 ありがとうございます。

色川委員、お願いします。

○色川委員 時間が無いと思いますが、2点ほど申し上げます。

1点は、全体を通して読んで思ったのですが、今回の基本方針は前の第1次があるわけです。そうすると、その基本方針の中で、何ができて何ができなかったのかとか、課題を明確に示すことが必要だと思います。その辺が一部には文章の中に入っていたりするので

すが、どうもはっきりしないところがあって、その辺を明確にさせていただいたほうが読みやすいだろうと思いました。これは全体の話です。

今、区切った中で申し上げますと、1点だけ申し上げます。16ページのところに、先ほどもちょっと出ていたのですが、若年者の消費者教育の話が出ていますのですけれども、高等学校段階までに契約についての教育が必要であるという書き方をされているのですが、これについては学校の現場の先生はよくわかっているとおり、これまでも教科書等にある程度書かれていて、教科書にも出ている話です。したがって、やっていなかったのではなくて、やってきたのだけれども、どこかが足りないわけです。ですから、もっと強化するとか、何かそういう書きぶりにしないと、まるで新規にやらなければいけないことのように読めてしまうのは、ちょっとおかしいかなと思います。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

原委員、お願いします。

○原委員 2点は簡単なことで、1つだけちょっと、私の意見になります。

1つは、今、色川先生がおっしゃったように、やはり第1期、第2期の検証を入れていただかないと、どんどん膨らんでいって、分厚いものになって、基本方針なのに何かすごく分厚いなというのは、ちょっと避けたほうがいいかなと思います。

それから13ページに、国連のSDGsの話を取り上げていただいて、いいと思っていますが、もうちょっと詳しく説明をされたほうがいいと思っています。

それから、これは私の意見ですが、私の前からもちょっと意見は出ていますが、15ページから16ページにかけて「各ライフステージでの体系的な実施」と書かれているのですが、ここがとても弱い感じがしています。私も文章を考えてきていないので、ちょっと言いにくいのですが、消費者教育が大事というのは1960年代の第1回の国民生活審議会の議題でもあったわけですから、ずっと大事と言われてきていますけれども、平成28年の消費者白書を読むと、消費者教育を受けたことがないという人が大半です。学校でちょっと習ったという若い子たちが、聞いたことがあるということで、消費者教育とは何なのかということの理解が全く進んでいないのではないかと考えていて、幾らこれが大事だとか担い手を育成しましょうとかと言っても、一般の人たちにとっては消費者教育が見えていないというところがとても大きな課題のように思っています。それで理解もされていないのではないかと考えています。

せっかく推進法で、「誰でもどこでも」ということが盛り込まれているわけですから、この15～16ページのライフステージのところ、何かもうちょっとうまく工夫をして、そういうあたりが入れられないかだろうかと考えています。特に16ページの（ライフステージに応じた教育の場・方法の活用）というところ。下に、中身で書いてあることはワークショップの形式など、そういう手法の話になっているのですが、そうではなくて、もうちょっと消費者教育を一般の社会の中に浸透させていくにはどうしたらいいかということ

膨らませていただけたらと思います。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

萩原委員、お願いします。

○萩原委員 相模原市消費生活総合センターの萩原です。1点だけ意見を申し上げたいと思います。

9ページの「大震災の経験」のところで大震災の関係が書いてあるのですが、後段の施策のところで食品と放射能のくだりがもともと記載されています。今回の変更でありませんが、例えば放射線など、経済産業省からの御意見のとおり、風評被害がまだまだあるのですよということに触れていただき、消費者の購買のところで注意喚起をしておかないと、現状認識からの施策につながっていかないのではないかと思いますので、少し触れていただいたほうがよろしいかと思います。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

それでは先に尾上委員、そして次に片山委員からお願いします。

○尾上委員 20ページの下から2行目のところからです。「事業者・事業者団体等においては、消費者志向経営の視点での消費者教育の役割が期待される」と書いてありますが、消費者教育として何をしたらいいのかということが書かれていないので、ぼやけてしまっているような気がします。消費者教育の実践が期待されるとか、何かもう少し明確に書いたほうがいいのではないかと思います。以上です。

○片山委員 先ほど、学習指導要領に記載されているにもかかわらず学校現場でというようなお話がありましたので、それに関連して。先ほどから言われているように、17ページに「実践的な消費者教育を行う必要がある」というように大括りで書いてあるのですが、細かく言うと時間があれますが、消費者教育に関わって、子供たちにつけさせたい力の表記の仕方が、10ページで知識と理解力、12ページで知識や判断力、交渉力。それから、8ページあたりでは自主的・合理的と、このようにたくさんの言葉が出ているのですが、別の場所では主体的・合理的になっていたり、主体的に判断し行動できる能力と記載されている部分など、表記の仕方だけの問題なのかどうかはちょっとわからないのですが、自主的な態度を育てるのか主体的な態度を育てるのか、あるいは知識と理解力というのはかなり近いのですが、そこには技能、態度、表現というものは出てきません。一つ一つ、細かくの指摘ではありませんが、消費者教育の全体像を見た時に、子供たちを育てるべき視点のようなどころについて統一感を持たせたほうがいいのではないかという感じがいたします。

それから、新しい学習指導要領を受けての評価の観点も、まだ移行期に入っておりませんが、3観点に変更になるところも考慮して、文章の記載をされたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○東会長 齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 長くなっているときに恐縮です。

この基本的な方針は担い手の指針だと書かれていて、そのとおりだなと思って読ませていただきますが、初めて読む者にとってみれば、頭の整理をつけるのが大変だなという印象です。「はじめに」というところと、もう一つ、13ページに「基本指針の視点・位置付け」と、類似のことを書かれている。大事なものが飛び飛びになって書かれているというよりは、基本的な部分、非常に大事な部分については前に持ってきて整理をしてはどうかと思いました。

それから、先ほど来の発言にありますように、1期と2期との関係。1次、2次というのか1期2期というのかわかりませんが、この関係性においても、変わらない部分と、それから2期についてこう変わったのだということ、初めの部分とこの基本方針の部分の合体の中で整理をつけるといいのではないかと。読む者にとって、最初はこうあって、こういう基本方針は変わらないけれども、2期に向かってこういう姿勢なのだということ、まず入り口のところで整理していただくと、読み手にとっては楽なのではないかと思えます。その後は個別に、非常に膨大なものがありますので、これを受け取った人たちへのメッセージとして、全体を通してははっきりしたものがない。全部読まなければわからない。こういう建付けになっているような感じがしますので、少し、読む人たちにとって、担い手の指針としてもう少し整理をしていただくとありがたいと思いました。

以上であります。

○東会長 ありがとうございます。

青木委員、お願いします。

○青木委員 皆さんからいろいろ意見が出ましたが、私からは、まず、16ページの第2段落のところについて。先ほど来出ておりますが、私も、この「大学生、社会人、高齢者等」のところ、「特に社会人については事業者等が消費者教育に取り組むメリットが見えにくい」ということが何を示しているのか、非常に不明確なので、むしろこういうところこそ、地域や各種の連携のところがあるので、「事業者等が取り組むメリットが見えにくい」というこの一文については、意味をもっと明確にしていきたいと思っております。そういう意味では「事業者等」ということでここだけ強調されるのは非常に心外なところがございます。

それからもう一点、事業者と事業者団体というものの位置付けが、それぞれ同じような言葉で一括りに出てくるのですが、各事業者が行う場合というのは、それぞれ非常に専門的な分野、事業分野での役割があるのですが、一方で、若干営業的なニュアンスが入るところがあって、学校教育や地域など、そういうところになじまない部分があります。そういう意味では、各事業分野に共通の、基本的な消費者教育というような意味合いのところでは、事業者団体が果たす役割が非常に大きいと思っております。いろいろなところで具体

的な形で各事業者がやるのはわかりやすいのですが、こういう消費者教育のところでは事業者団体のほうの、それぞれ業界や団体のほうも精力的に動いておりますので、その役割のところを少し強調していただけたらと思っております。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

柿沼委員、お願いします。

○柿沼委員 16ページのところで先ほどと同じ意見なのですが、「大学生、社会人、高齢者等については体系的な取組がされにくく、特に社会人については事業者等が消費者教育に取り組むメリットが見えにくい」というよりは、私たちは体系的に毎年消費者教育を1日やっておりますし、例えば高齢者のグループもやっております。逆に私は、これは非常に体系的に取り組みやすいと思います。というのは、事業所なら事業所で、こういうふうにお願いしますとか、何とか団体、例えば経団連なら経団連、JAならJAというように、しっかりとしたツールを使えばできやすいですので、見えにくいというのがどういう根拠で書かれているのかわかりませんが、少なくとも私は、逆にとりやすいと思います。

それからもう一点、一番変わったのは、公職選挙法が18歳の年齢を成人としたということで、民法の改正が出てきますが、高等学校でも学習指導要領を今年中に変えることとなります。その学習指導要領に基づいて消費者教育をしていくのだということが、ここはずっと書かれておりますので、重要な学習指導要領をしっかり踏まえて消費者教育を実践し、理解を促していただきたい。子供たちに子供ではないということを自覚させる。民法など、そういうものまでも含めた指導要領をぜひ作っていただき、実践していただくような書きぶりにしていただきたいと思います。

○東会長 千葉会長代理、お願いします。

○千葉会長代理 様々な意見がございましたので、少し整理をしつつ、私の意見を述べさせていただきますと思います。

先ほど、お二方ほどだったと思うのですが、色川委員と齋藤委員だったでしょうか、毎期、どの期でも重要である事項があることを前提にして、2期まで何が達成され、あるいは何が途上だったのかということについて、まず整理がなされないと、第3期のこれからの基本方針というものが、全体として見えてこないという御指摘があったと思います。もっともな御指摘だと思います。この点がはっきりしないものですから、先ほど、学習指導要領における消費者教育の取扱いについて異なった意見が出てきたように思います。文科省から前回の会議でお話がありましたが、学習指導要領に消費者教育について一応のことは記述されており、消費生活に必要な知識や技術、技能というものを、現場の先生方が努力して教えられておられること、学習指導要領に沿った教育がなされているということは、前提としなければならないのだろうと思います。しかし、それでも消費生活の現場で実は被害は減らないし、知識や技能が実際の消費生活に役に立っているのかどうか疑問だということが、議論の出発点ではないかと思えます。



第3期で非常に問題になっていることは、ライフステージという観点からみた場合に、どのライフステージの段階でも、日々の生活の中で平等に消費生活についての知識や技能を習得する機会があって、それを実現できるには、どのような消費者教育を実現すべきかという点にあるように思います。つまり知識や技能を習得したかどうかということだけでとどまるのではなく、「社会人として、しっかり消費生活者として生きる力、考える力をつけてほしい」というように方向転換していきたいというか、進化させていききたいということだと思います。議論の視点を明確にすると、先ほど何人かの委員から御発言いただいた点の意味もわかってくるのではないかと思います。これが1点目です。

2点目は、自立する消費者というものが、消費者市民社会の構築の中では非常に重要だということは、2期目のところまでにはっきりしてきて、それなりに努力もし、実現してきたことだと思うのですが、同時に、社会には自立したくてもできない人がいるということが鮮明になってきているということです。実は基本方針の中で、自立的消費者の育成と同時に、後のほうで消費者の特性という言葉が出てきますが、今後は「脆弱な消費者として支援しなければならない人がいる」ということを明確にした上で教育をするということが必要だろうと思います。「自立」と「支援」の両者は両輪だと思うのですが、比重のかけ方が自立する消費者のほうにあり、これまで主に取り組んできたものですから、その辺の配慮が十分にされていないということが問題なのではないかと思います。

先ほどの未成年者の取消権の話や高齢者の問題などの御意見も、「脆弱な消費者として支援しなければならない人がいる」という観点から考えると、方向性がはっきりしてくるだろうと思います。要するに、消費者生活をするのに實際上、実現できるとか、考えることができるという力があるように教育するというのと、教育してもなかなかそれができない人を支援するという枠組みの中で各政策を考えるということだろうと思います。これが2つ目のところ です。

3点目になりますが、どなたもお触れにならなかったもので、私のほうからあえて発言させていただきますと、第3期目で特に社会経済情勢の変化に注目して消費者教育を考えていかなければならないという点です。高度情報社会における消費生活のあり方を考える必要があり、第3期目ではこの点について消費者教育の中でどのような点を取り上げるかが問題になると思います。これまで、2期までは、インターネット通販がメインでいろいろな施策を打ってきたと思うのですが、インターネット通販という限局した場面だけでなく、個人生活全体に情報化に対応した変化があるというのが、第3期の中で特に考えなければならないことだろうと思います。その点について、一貫した消費者教育の柱がどの点にあるのかが見えにくいということがあ るのではないかと思います。

そのあらわれではないかと思う点が何カ所かあります。33ページになってしまうのですが、消費者自身が加害者となってしまうトラブル例が、インターネットオークションなどであるというような表現が出てきます。消費者が売り手の側に回るという仕組みが出てくるのですが、実はこれはネット上で、いわゆるプラットフォームビジネスというものが様々

に展開しており、例えばオークションや、メルカリなどのフリーマーケットが出てきて、実は事業者対消費者という側面が見えにくくなっている取引だということになります。今後、分科会が開かれるということですから、その中で議論を深化させていけばいいと思うのですが、消費者対消費者に見えるような取引の裏に、事業者対消費者という関係があって、それについて認識しづらくなっているということを確認しておく必要があるのではないかと思います。

あわせて、先ほど個人情報の話がFinTechとIoTの関係でありました。吉國委員と齋藤委員からだったのでしょうか、坂倉委員からだったのでしょうか、FinTechとIoTも実は消費生活に絡む個人の情報が利用される可能性があるということが前提になってきます。個人情報保護法との関係なども念頭に置いて少し施策の方向性、教育の方向性を考えておく必要があるのではないかと思います。高度情報化社会への対応という問題は、インターネット通販だけではないというところが、このような点に関連して出てくるのではないかと思います。

最後になりますが、先ほどもちょっとお話がありましたSDGs、持続可能な開発目標と、この教育の指針との関係について、ちょっとはっきりしないのではないかと思います。それは別にここだけの話ではなくて、消費者の権利と言われているものと、この持続可能な開発目標の中で挙げられているものとの関連性について、もう少し深化をさせた記述をしないと、何をどうしたらいいのかわからないということではないかと思います。

以上、意見を述べさせていただきました。

○東会長 ありがとうございます。

ほかにもあるかもしれませんが、まだ後半もございます。それから、実はⅡの最後、23ページの一番下の（その他の消費生活に関連する教育）の主権者教育やキャリア教育のところについても、少し御意見をいただきたいという希望もございます。

そこで、今いただきました御意見については、繰り返しはいたしません、少なくとも全体にかかわって、全体の構成や整理の仕方にかかわって、これまでやってきた部分と、それを検証した上で今期、この後どのように改めていくかという整理を全体にするというあたりは必要だと思います。

それ以外にも、個別にいろいろ御意見が出ましたが、それらを踏まえまして、また事務局のほうでも検討していただきたいと思いますが、今の御意見全体を受けて何かございますか。

○川口次長 非常に重要な視点から多数の御意見をいただいております、大変ありがとうございます。

一点、気づいた点を申し上げます。推進会議は1次、2次、3次というように、委員のメンバーも代わって、新たな議論をいただいているのですが、基本方針としては、一回作って5年たって2回目なので、読者ということを考えますと、推進会議が何次であろうと、そういう問題ではなくて、むしろ基本方針の1回目、5年間の反省のようなものをメッセ

ージとして出ささせていただいて、それで今回改訂する部分はこういう方向ですというような整理を文章のほうでしていくということかなと受けとめさせていただきました。

今は単に量が増えているという印象で、余り削るところがなくて、構成も余り変わらず、赤字がどんどん増えていくという感じなので、読者が通読した時にどうかということがありますので、御意見を参考に少し整理をさせていただきたいと思っております。今は赤字を中心に、追加するところについて御意見もいただいているわけですが、それはそれとして受け止めさせていただきつつ、1回目の基本方針、2回目の基本方針と、その差はどういうことなのかということ、ちょっと工夫したいと思っております。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

今、川口次長から整理をしていただきましたように、この基本的な方針の見直しは今回が初めてで、1回目のものがあって、それに対して5年たって新しく見直す。それに対する御意見を今いただいているということですね。そして、削除するというような表現でいいのかどうかわかりませんが、やはり削るところも。各委員、あるいは外からも御意見をいただいて、どんどん盛り込んでいきますと、ボリュームもいきます。また、本日もいろいろな御意見をいただいたところがございます。そこで、それらをもう少し整理して、読んだ方にぱっと趣旨がわかるような、そういう形にまとめ直していくということも大事なことだと思います。そういった点を御確認いただきましたので、またその方向で御検討いただければと思います。

まだ御意見がありましたら、改めて事務局へお願いしたいと思っております。

そして、先ほど少し私から申し上げましたが、Ⅱの最後、（その他の消費生活に関連する教育）のところには赤字の挿入があります。「以上のほか、消費生活に関連する教育として、例えば、主権者教育やキャリア教育が挙げられる」というあたりで、もう少し、消費者教育と主権者教育、キャリア教育の関係性、それらをうまく融合していく、あるいは、こういう視点から見ていくと意味があるのだというようなことについて御意見をいただいて、書き加えていきたいという希望がございます。

このあたりについて、今、特段御意見をいただける委員の方はいらっしゃいますか。

萩原委員、お願いします。

○萩原委員 キャリア教育についてですけれども、本市内の短期大学ではキャリア教育がシラバスの中に1つあり、毎年度、そこで消費生活センターの消費生活相談員が短期大学に赴き、1年生を対象に講座に行っています。成年年齢の引き下げを考慮すれば、やはり高校やもう少し若い層に対して、キャリア教育という名前をつけるかどうかはともかく、これは学習指導要領の改訂もあるわけですけれども、もう少し項目立てが明確にできると望ましいと思っております。誰もが後々1人の社会人として、自ら生活していくことになるわけですから、4年制大学においてもやはりキャリア教育は非常に重要と思っております。○東会長 ありがとうございます。

千葉会長代理、お願いします。

○千葉会長代理 21ページから23ページまでのところだと思います。これは先ほど御意見があったところだと思うのですが、推進法の記載の仕方が、他の消費生活に関連する教育として例示的に環境教育、食育、国際理解教育というように書いてあるわけです。これは例示なのですが、この例示したものが、消費者教育との関連性については、レベルが違うというか観点が違うものがただ羅列されているだけなので、消費者教育と、ほかに〇〇教育と言われているものの関係を、先ほど図示というようなお話があったと思いますが、まずはそういった整理をする必要があるように思います。

レベルの違うものを単に並べてもしょうがないと思いますので、その点をまず前提にいたしまして、主権者教育というのは全体的にかかる話であります。主権者教育というのは国民が国家の主人公なのだということを前提にした話ですから、これをほかのものと同列に並べるというのは非常におかしいと思います。主権者教育があつて、各場面のところでもいろいろなものが出てくることになります。消費者教育と法教育・金融経済教育・国際理解教育・食育・環境教育とか、これらは教育の目標とか観点が異なっておりこれらの教育が目標としている点がどのように関連しているのかを、まずは整理するということになると思います。

それから、キャリア教育ですが、キャリア教育は多分、出発点は「社会人としてどのような役割を社会で果たすのか」というところにあつたと思うのですが、消費者教育との関係では、社会人には職業人としての観点だけではなくて、生活人としての観点もあるということだと思います。ライフステージの各段階で考えていくことになると、キャリア教育の中で消費者教育というものを位置付けられるべきだということになると思います。その意味では、並べるということについては、ありということになると思います。

したがって、現状はばらばらの状態だと思いますので、再整理が必要です。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、少なくとも「環境教育、食育、国際理解教育、その他の消費生活に関連する教育」という形では、推進法の第3条第7項というところの表記もありますので、まず、それをベースにしつつ…。個別のその他の消費生活に関連する教育を含めて、今、再整理という言葉が出ましたけれども、再度、統一感があり、わかりやすく、そして、本当に必要なものを必要なだけ説明していくということで整理していただけるようお願いをしたいと思います。

また、永沢委員から先ほど、安全や消費者市民社会の教育といった本来の部分があつて、そことの関係で、それ以外の教育がどう関わっているかということがありました。順番に読んでいくとわからなくもないですが、ここだけクローズアップされると、やはりわかりづらいので、そこももう少しわかりやすくしていく必要があるかと思います。

この、主権者教育やキャリア教育のところを、どの程度書く必要があるのかないのかということも含めて、再検討をするということによろしいでしょうか。

○尾原消費者教育・地方協力課長 消費者教育・地方協力課長の尾原でございます。

今、先生方からいただいた最後のところは、他の消費生活に関連するというお話がどうも目立ってしまうという御意見かと思えます。他方で、全体を読んだ時に、今回は図が入っていないからかもしれませんが、例えば16ページのところで「消費者教育の体系イメージマップ」なども参考にしながら、対象領域ごと、発達段階ごとの学習目標を整理し、全体像を明示し、「見える化」を図るとしております。これは第1期の基本方針のところに参加という形で、イメージマップとしてずっとバージョンアップしてきたものがあります。ライフステージに応じて、さまざま入っております。この中には環境もあれば金融教育も入っております、多分、この、全体のイメージマップが前提になった中で、その他の中で従来行われている環境教育のところ、あるいは金融教育の重要性などがどんどん進んでいるので、その旨を書いておりますので、ここだけを見て、これらの特出ししているのはどうかという御意見だと思っておりますが、他方で、今まで進めてきたイメージマップというものがございまして、この中で、見える化を図る中で、その他の中で関連しているという形で文脈としてももう少し、このイメージマップのところを本体の中で見える化をする必要があるのかもしれませんが、そのあたりは少し考えさせていただければと思います。

○千葉会長代理 今のお話はよくわかるのですが、マップを作る時に、その線の意味、連携とか関係の意味が一様ではないのです。質的に異なるものを書いているのでわかりにくいということだと思います。それはほかのところでも問題になっていて、体系的にという話がずっと出てきているのですが、この体系的の「体系」の意味が実ははっきりしないということだろうと思います。

○尾原消費者教育・地方協力課長 今、先生から御指摘いただいたところを含めて、異質のものがまざっているという御指摘はそのとおりにかなと思う反面、消費者教育は非常に広い分野を扱っておりますので、どうやったらその見える化が進むのかというあたりを頭に入れながら、今後の見える化のところで工夫をさせていただければと思います。

○東会長 ありがとうございます。

出口委員、お願いします。

○出口委員 私は小児科医なので、小児科医の立場から、消費者教育の中のこの体系イメージマップを見させていただいたところ、妊娠・出産というところのライフステージの一番大事なところが抜けているような気がします。そこは結構、おじいちゃん、おばあちゃんたちも含めて、いろいろなトラブルがあって、子供が事故で一番亡くなる時期ですので、そこはどうか、私としては妊娠・出産から始めていただきたいと思えます。

○東会長 ありがとうございます。

イメージマップ自体も見直しをする、検討すると言いながら、なかなか検討・見直しが進んでいないというところもございまして、またそちらをさらに検討する機会もあろうかと思えます。その時の議論も念頭に置きつつ、今、出口委員がおっしゃったように、独特な特徴を持つライフステージがあるということ踏まえて全体をまた御検討いただけれ

ばと思います。

ほかにも御意見はおありかと思いますが、ⅠとⅡについての議論はここまでとさせていただきます。追加のものはまた改めてお願いしたいと思います。

それでは次に、ⅢとⅣ、Ⅴに移りたいと思います。Ⅲが「消費者教育の推進の内容に関する事項」、Ⅳが「関連する他の消費者施策との連携」、Ⅴが「消費者教育の計画的な推進」ということとございます。Ⅳなど、余り修正のないところもございますが、ここのⅢ、Ⅳ、Ⅴに関してお願いいたします。

それでは中村委員、どうぞ。

○中村委員 数点、コンパクトにお話ししたいと思います。まず、Ⅲの1の(1)の「学校」ですけれども、24ページから25ページにかけて、学習指導要領の説明がずっと長くしてあります。それで、最後のところは結局、もうちょっと推進するのだというようなことが書いてあるのですが、重要なのは、学習指導要領をこれから一生懸命やっていくのだということだけではなくて、学習指導要領に書いていない科目であるとか、書いていない課程においても、既にあるテキストなりカリキュラムの中で消費者教育に関係するものがあると思いますので、そういったものを整理し活用することで、消費者教育を進めることができるのだと。新しい教材を作ったりしなくても取り組むことができるのだというような視点をぜひ書き加えていただきたいと思います。

それと32ページに行きまして、(5)の「消費者」ですけれども、ここでもやはり、先ほどから出ている議論ですが(消費者の自覚の喚起)ということで、やはり消費者のほうが目覚めるのだ、自立するのだというような話が前面に出ているので、教育からどうしても取り残されてしまう消費者への目配せの観点を入れていただきたい。

それから34ページ、3の(1)の(学習内容の工夫)というところで、これもやはり成年年齢の引き下げに対応した記述が赤字のところに入れられていますが、例えばここに、「さらに、民法の成年年齢が引き下げられた場合に備え」という段落で、「実践的な消費者教育」と一言で書かれていますけれども、これも具体的にどういうことを意味するかと考えると、なかなか難しいと思っています。例えば、今までの18歳、19歳の若者は、実際に大学に入ったり就職をしたりすることで、5～10万円単位のお金を初めて使う。ただし、それは親と相談しながら使う。そして、小さな失敗を繰り返しながら社会人になっていくという過程がありましたので、恐らくは座学で、学校の授業で教えたり何かするというだけでは、なかなか難しい。今までの、小さな失敗を親と一緒にしていきながら学習して乗り越えて大人になっていくのだという過程を、これから簡単に学校教育などで代替していくことは多分相当難しいだろうという意味では、もう少し書き加えなければいけない箇所ではないかと思っています。

それと、35ページの(消費者市民社会概念の研究・普及)というところも、これは最初に言った話と同じで、別表にもかかわることですけれども、これから5年間頑張っていくのだというところで、この消費者市民社会概念の研究、浸透というものが出てくると思う

のですが、やはり各論についてはこの基本方針改訂案はいろいろ細かく書いてあって、徐々に増えていって、このまま行くと膨大な量になりそうぐらい充実はしているのですが、やはり今ここで少し整理をするということと、これの全体を貫く総論としての消費者市民社会というものの重要性や意義をどうやって浸透させていくのかというあたり。各論はここに書いてあることでよいと思いますので、そういった、例えば一つ、整理する方向性としては、そのようなものも可能なのではないかと思います。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

柿沼委員、お願いします。

○柿沼委員 大分ダブる意見もあるかもしれませんが、一つは24ページです。赤字のところで、「高等学校においては、平成29年度中に改訂する予定であるが」という記述があります。この基本的な方針が30年3月のどこかで改訂案が出されるということですので、時点修正が入るのかと思いますが、「平成29年度中に改訂する予定であるが」という文言がそのまま入るのも、ちょっとおかしいのではないかと思います。改訂をされる学習指導要領につきましては、先ほども申し上げましたけれども、ぜひ、高等学校在学中に成人になる18歳の方々について、民法や契約法といった法の知識も社会科や家庭科を中心にといいことですが、もう少し踏み込んだ記載をしていただきたいと思います。そして、学校の先生ばかりの負担ではありませんので、そこに外部の知識を入れるような方向性もぜひ検討をし、記載していただければと思います。

○東会長 ありがとうございます。

原委員、お願いします。

○原委員 3点、簡単に。1点は29ページです。消費者教育の担い手の育成で、(1)の2つ目の段落の中で、教員養成課程など、そういうところでしっかりやってほしいということですが、末尾が「積極的に取り入れるよう取り組んでいくことが期待される」という、最も弱い文章になっている。これはやはり、ちゃんとやっていただきたいので、「期待される」という書き方ではなく、きちんと書いていただきたいと思います。

それから31ページです。(コーディネーターの育成)の話で、最後の段落のところ、国は「コーディネーターの仕組みを検討するとともに(中略)具体的な方策や活動の支援について検討を行う」と書かれています。これはとても大事だと思っていて、本当に具体化をして、この検討の場を設けて検討されるのだったら、何年までにとか、今年とか来年とか、もうちょっと具体的な記述を入れてほしいと思います。

それから33ページです。これは32ページから続いて消費者のところ、情報・通信分野の進展について書かれている部分ですけれども、先ほど千葉先生がおっしゃったとおりだと思っておりまして、私も第1回で発言したのに入っていないくて、環境教育等を羅列している中にも入っていないくて、どうしたのかなという感じだったのですが、ここには入っていた。ただ、この段階も今となつては古くなってきている。やはり最新の情報としては、

取引や決済などもほとんどネットの中で完結しているし、仮想通貨なども登場しているわけですから、現在の状況に即した形での具体的なことを書いていただきたいと思います。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

永沢委員、お願いします。

○永沢委員 私は全体に関してです。まず、先ほどこの前のセッションで、原委員がおっしゃったことに関連しているのですけれども、消費者教育の定義そのものがもともとはっきりしていないことに起因していると思うのですが、全体のイメージとして、消費者教育の方法が、スクーリングと紙媒体の教材が中心の展開を進めているように読めます。今は時代も変わってきていますし、先ほどのFinTechではありませんけれども、高度情報化社会と言われる中で、それに対応した新しい教育方法、学習方法のあり方という視点が落ちているように感じます。もちろん、内容も大事なのですが、方法のところに触れられていないのが一つ残念に思いました。

また、その前のセッションでどなたかが、実は広い範囲で消費者教育は実のところ行われているというご指摘がありました。そういった広義の消費者教育をもっと積極的に取り組んでいくというところに展開していけるのではないかと考えております。全体の印象として、何か、狭い分野にどんどん話が追い込まれていっているようで、ちょっと気になりました。

それから、内容に関しては、先ほど原委員や千葉会長代理からもご指摘があったように、ネットや情報にかかわるところについての記述が少し弱いのではないかと私も感じました。今後、特に重要になってくると思うところを前段階で一度触れて、ここでも内容として一つ立てるということが必要なのではないかと感じております。

以上でございます。

○東会長 ありがとうございます。

齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 27ページに関してです。先ほど、千葉代理から、自立した消費者行動が取れない、または取りにくい人たちへの配慮というお話がありましたが、ここがまさにその部分について記述していただいた点だと思います。赤字を加えていただきましたことに、まず、お礼を申し上げたいと思います。

書きぶりですが、その後に「併せて」という2行があって、「見守りの観点から、地域の高齢者や障害者に」と書いてあるのですが、高齢者や障害者が全てこの見守りの対象という印象がどうしても拭えない文章になっていると思いますので、支援を必要とする人への配慮という文言をつけ加えていただきたい。高齢者自身が高齢者や障害者をサポートしているという例もたくさんありますから、そこについて誤解のないような書きぶりにしていただきたいというのが一つです。

それから、その後にある「『一声かける』ことの大切さ」というのはとても大事なこと



ではあるのですが、ある意味では気配りや声かけなど日常的な支え合いの意識を育てていくということが大切なので、その部分が欠落すると、何か、声のかけ合いだけしている国民運動をやるのかと、こんな意味にもとられますから、この書きぶりを少し直して、国民的な運動をするのか、国民的なコンセンサスを得るような方向を目指すということなのか、ちょっとこの辺の書きぶりはもう少し丁寧にしていただいたほうがいいのではないかと思います。

○東会長 ありがとうございます。

色川委員、お願いします。

○色川委員 2点ほど、かいつまんで申し上げます。

1つは24ページのところの大学に対する書き方です。これは当然御承知のとおりだと思いますが、大学生は消費者でもあるのですが、将来の消費者教育の担い手になる可能性もあるので、どこの課程でどういうことを教えるのかを具体的に示す必要があります。例えば共通教育と専門教育は違いますし、もう少し細かい書き方をしないと、ちょっとわかりにくと思います。

それともう一つは、30ページの11行目に「消費生活相談員等による協力や消費生活センターを媒介とした専門家の活用がある」と記載されています。つまり、外部の方々を利用するというのはよく出てくる話ですが、あちこちの自治体などで取り組んでいる状態を見ますと、既にその段階ではなくて、活用は始まっていて、今は、うまく教えることができる人をいかに養成するかという段階になっているわけです。つまり、外部の人がみんな教えられるわけではなくて、また相談員さんがみんな教育できるわけではなくて、やはり適切な方、あるいはそのための講座等を設けたりしている段階ですから、やはり現実に合わせた書き方をしないといけないのではないのでしょうか。つまり、外部の人を入れるというわけではなくて、そういう適切な人を育てていくというような、そういうことが今進められていますので、その辺の書き方をちょっと工夫していただければと思います。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

では、坂倉委員、片山委員の順でお願いします。

○坂倉委員 2点、意見を述べさせていただきます。1点目は28ページ。28ページの真ん中の「(3) 職域」の1番目に(顧客の声をいかした消費者への情報提供)というものがあります。これはもう、このとおりだと思いますし、非常に大事だと思うのですが、ただ、私はこれが「職域」というところにあることに違和感を覚えました。職域というのは私の認識で言うと職場であり、職場での従業員教育のを中心に書かれるものなのかなと思っていて、ここに「顧客の声をいかした」というものが入るのはちょっと違和感があります。ここの段落については、後ろのほうの32ページにも事業者についての記載があるので、そちらに移すか、あるいは(3)のタイトルを「職域」ではなく「事業者」にするか、のどちらかにされると、すっきりすると思いました。それが1点目です。

2点目も、やはり事業者に関するところで32ページです。「(4) 事業者・事業者団体」のところ。最後から2つ目の段落に「情報の提供等を通じた支援を行うことができれば効率的である」と書いてありますが、各事業者の研修に必要な情報を事業者団体が提供するというのは結構難しい。やらなければいけないことですが難しいところもあって、ここのを、事業者のための情報の提供だけでなく、よその事業者がどのようなことをやっているかという、事業者の事例紹介あるいは事例共有といったものが、事業者にとっても一番欲しいところだと思うので、情報の提供のところでも事例紹介、事例共有を加えていただくとよろしいかと思います。

以上でございます。

○片山委員 24ページの学校関係のところ。新しい学習指導要領の中身も一部紹介されていますけれども、先ほどからいろいろお話が出ていますが、自立した消費者を育成するための教育という時に、いわゆる内容にかかわる社会科、家庭科等からのアプローチが最初に出てきていて、学習指導要領の中身について一部記載がされているわけですが、ちょっと感想ですけれども、私が持っている教科である中学校社会科の中身にしても、このように載ってしまうと何かちょっと。もっとたくさんところに、いろいろなことが載っていると思うのです。しかし、あえてここで中学校社会科ではこれと挙げてくると、逆にこれだけでいいのかというような感覚も受けてしまうのと同時に、学習指導要領の中身というのはもう、きちんと公表されていることでもありますし、ここをまとめて出すことの弊害はないのかなという感じも少し受けました。

私はどちらかという、先ほどの前のところでありました主権者教育やキャリア教育、キャリア教育におけるいわゆる4つの基礎的・汎用的能力の育成等々のことを考えますと、その下に書いてあるところ、黒字ですから前の答申にもあったと思うのですが、学校教育全体を通して行われていくべきである、基盤的なところ。この辺が何か主権者教育であるとかキャリア教育であるとか、あるいは、挙がっておりませんが道徳や特別活動など、そういった全体的なアプローチというものが多様に各学校の主体に任されてできるはずのところを、何となく教科だけで迫っていくような印象がある。もちろん内容強化としては重要ですが、後ろに書かれている4行のほうをもう少し厚みを持って書くことのほうが大事ではないかという印象を受けました。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

尾上委員、お願いします。

○尾上委員 27ページの「家庭」のところ、一番下の段落の「国及び地方公共団体は」の次です。「保護者等の行う家庭教育を支援」という書き方よりも、「保護者等の行う」は外して、「家庭教育・社会教育」というようにしたほうがわかりやすいのではないかと思います。

また、その上にある「携帯電話やインターネット等の使い方について」というところで、

言い方としてこれがいいのかというところですが、ハードとソフトが連動して書かれているということからすると、もう少しうまく表現をするほうがいいと思います。

その次のページですが、赤字になっている「また」のところ。「家庭に代わる児童養護施設等において」というよりは、「家庭や児童養護施設等においても活用できる」というような。家庭の中でも、家庭があるからといって伝えられない部分もあると思いますので、双方に関係するような書きぶりのほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

もう一点御意見をいただきたい、今後の重点事項というものもございまして、どうしてもということでしたら、あとお一人程度と思いますが、よろしいでしょうか。

今、たくさんいただきました点は、前半部分とかなり関連している御指摘が多かったように思いますので、Ⅰ、Ⅱのあたりの整理とうまく関連付けながら、こちらのⅢ、Ⅳについて必要なところを修正していくという形で進めていただければと思います。

学習指導要領のことや成年年齢のことや高度情報化のことや、それから今、大学生や事業者のことも出ましたし、あとは消費者として自立をするということと、そこから漏れる人あるいはそれが難しいケースとのバランスのいい書きぶりとか、ほかにも幾つも御指摘をいただいたように思います。

また、文末の書き方ですね。原委員からの「期待される」「検討可能」といった部分。ほかにもいろいろ、よく見るとあると思うのですが、やはりまとめる場合には、最終的にはその部分まで丁寧に見ていく必要があるかと思います。

それでは、ここの部分につきましてもⅠとⅡと同様に、さらにお気づきのことがあればまた早目に事務局宛てに御連絡をいただければと思います。

では、先ほどもう一つと申し上げました、この基本方針案の最後の2ページになります。44ページと45ページです。こちらに、今後の5年間の重点事項ということで、こういった形で別紙という扱いで記載をするという御提案がございました。これについては、先ほど御説明がありましたように、消費者委員会からの意見で、今後5年間で重点的に取り組むべき事項を明記したほうがいいという御意見と、一方で、第2期の推進会議での見直しに向けた論点整理として出てきた項目がある。それらを再整理してここに別紙としてつけていくということでした。

何かこれにつきまして、御意見等はございますか。

では、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 先ほどもちょっと、Ⅳのところでもお話ししましたが、やはりこの別紙というところでも、全体を貫く総論といいますか、例えば先ほど私が申し上げたように、消費者市民社会というものが法律にありますので、そういったものをどうやって浸透させていくのかというような、柱となるような話を前提に置かれるべきではないかと思います。

それと、各論についてはいろいろ述べてあるのですが、恐らくは基本方針とこの別紙が、

例えば番号にしても対応しているとか、そのようになっていると読みやすくなるのではないかと思いますので、そのあたりをちょっと工夫されたらどうかと思います。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

千葉代理、お願いします。

○千葉会長代理 今後5年間の重点事項として、このようにまとめられることは、今後計画の実施状況を点検をしていくためにも、非常に重要だと思いますので、今後5年間の重点事項を置くことには賛成です。

ただ、先ほど後半の部分で消費者教育の推進の内容に関する事項として大きく3点あって、2の基本的なところの方向性についてに対応して、具体的な内容があるということになっているはずなのですが、実はこの関係性も余り整理がされていなくて、今後5年間の重点事項のところを書いてあることとも実は余りリンクしていないのではないかと思います。

具体的には、1の(2)、先ほどの高度情報通信社会との関係での記載が、ここで重点事項だと書いてあるのですが、その前のところで、高度情報通信社会における消費者教育の推進の内容が重点的に整理がされていないということになるはずですが、この間の関係をよく考えるということだと思います。これが社会情勢の変化に対応したというところの一番大きな問題ということになると思いますので。

それから2つ目ですが、成年年齢の引き下げの問題というのは国会でこれから審議されていくことになると思うのですが、これはトピックな問題だと思います。選挙権の場合は権利だけが問題だったのですが、成年年齢自体を引き下げますと、責任、要するに義務というか債務というか、そういうものが出てきますので、その意味では大きな変化だと思います。しかしその前提として、高齢者か若年者かというライフステージの各段階で、脆弱な消費者という、要するに支援してあげないとどうしようもない人がいるという点についても明確にする必要があるように思います。その上で、今、成年年齢の引き下げの問題によって変化があるから、5年間で特に重点事項だという書き方をしないといけないのではないかと思います。

それから、教育の問題ですが、消費者教育の担い手にはいろいろな方があり、その相互の関係の整理の中で、どこに今期は重点を置くのかということについて、重点事項であれば列挙的に書くのではなくて、ここを特に進めるべきだというような書き方をしないといけないのではないかと思います。

以上、3点になります。

○東会長 ありがとうございます。

永沢委員、お願いいたします。

○永沢委員 既に出た、原委員や千葉代理の意見と重なるのですが、「2. 都道府県等における消費者教育に関する施策の促進」の(2)以降は、必要性や重要性といった言葉は

要らないのではないのでしょうか。重要施策なのに、必要性とか重要性というのは、何か違うと思います。結局、何もしないことになりそうな気がするので、この文言は削除していただきたいと思います。以上です。

○東会長 ありがとうございます。

確かにここは重点事項ですのでね。ありがとうございます。

色川委員、お願いいたします。

○色川委員 今見て、2点ほどちょっと気になったので申し上げます。

1つは、先ほど千葉会長代理もおっしゃっていましたが、成年年齢の引き下げのところです。若年者の消費者教育は今までも充実させようとしてきたし、やってきたわけですから、ここは、それに何かプラスアルファをするという話ですよ。だったら、そういう書き方をしないと、ちょっとこれだと誤解が生じてしまうかなと思います。

それともう一つ、2の(1)に「推進計画及び地域協議会の設置の拡大、内容充実」とありますが、御存じのとおり、都道府県や政令指定都市はもう作っているわけです。問題はむしろ、その後の問題です。実効性の問題で、どこまで踏み込んで実際に推進計画を生かしながら進めているのかが問われているわけです。ですから、「内容充実」という言い方がよくわからないのですけれども、まず、政令市以外の市町村には推進計画や地域協議会を作してほしい。政令市や都道府県に関しては、その推進計画に記載した内容を踏まえて、しっかり推進をしているかどうか、自分たちできちんと検証しながら進めてほしいとか、そういう書き方をするならわかるのですが、何かそこが一緒に入ってしまったいて、ちょっとわかりにくいと思いました。

以上です。

○東会長 ありがとうございます。

最後に御指摘いただいたところについては、本文にも、都道府県や政令市での設置及びその内容の充実とあって、設置というのはともかく、内容の充実というのと、それから市町村では設置ということで、この辺をもうちょっと整理していただいて、現状を踏まえた形の表記にしていきたいということ。

○色川委員 内容の充実というのはわかりづらくないですか。推進計画を作る段階の充実のような感じがするのです。

○東会長 そうですね。今は実際に地域協議会ができましたよ。そこがどのようにこの消費者教育の推進に関して貢献しているかとか、そういう実効性のところですね。

では、吉國委員、萩原委員の順にお願いします。

○吉國委員 4の「消費者教育の効果的な推進のための調査研究等」という点で、最近、金融教育の観点で行動経済学というものが非常に重視されています。例えば今年のノーベル賞をとったリチャード・セイラー教授が天引き貯蓄の重要性などを言われています。それから、私どものほうでも、被害防止のために必要な行動経済学的な分析などをやっています。行動経済学はここに書いてあるように心理学的な面を取り入れているわけですが、

そういう点も念頭に置かれたらいいと思っております。

○萩原委員 先ほど千葉代理がおっしゃったように、この項目でいきますと、大分羅列になっているというイメージは拭えないと考えます。もう少しポイントを絞るなり、重点を選んだほうがいいと考えております。

また、ここで重点事項とされている2の(4)、消費者教育における消費生活センターの拠点化促進につながる記載についてです。本文では26ページですが、消費生活相談員の処遇などもきさいされています。期待されるところで異議はないのですが、消費生活センターの相談員は非常勤のところも多かったり、比較的小さな市町村では、消費生活相談だけではなく、全ての相談を受けている窓口もあります。

そのような中で期待は十分感じつつも、市町村によっては、週に1回とか2回しか消費生活相談ができない状況もあります。重点化として拠点化を目指すとするれば、消費生活相談員の位置付け等について、地方自治法の改正の影響なども検討しながらどこで、どのように位置付け等を強化していくのかというところの議論がもう少しあったほうが良いと考えます。

○東会長 ありがとうございます。

大変恐縮でございますが、実は2のその他のほうでもちょっとだけ御報告をしたいこともございますので、今、原委員にも挙手をいただきましたし、ほかにもあるかもしれませんが、後ほど改めてまたお願いしたいと思えます。

ただいま、重点事項についてもいろいろ御意見をいただきました。全体につながるものとしては、本体と個々の部分の関係がわかるように、本体全体の中のどこを一体重点にするのかということがわかるような書き方にする、そして本当にポイントを絞って、羅列的でない、まさに重点はここだという、そういうことがはっきりとわかるような表記にしていきたいということが、全体としてあるかと思えます。その他、個別にいただいた御意見もまた検討させていただきたいと思えます。

いろいろ御意見をいただきましたが、またこの後、加筆修正がいろいろあると思えます。それをさせていただいた上で、メール等を通じて各委員に戻させていただきまして、またそのやりとりで最終的なものに取りまとめていくという形をとらせていただきます。大変恐縮ですが、メールでのやりとりの後の最終版の内容の確認につきましては、会長の私と会長代理の千葉委員に御一任いただきたいと思いますので、その前に、ぜひ、十分に御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、議題2のその他ということですが、こちらは10月2日に開催した第1回「若年者の消費者教育分科会」の概要ということでお配りしております。第1回は自由な意見交換ということでしたので、資料の配付で御報告にかえさせていただきたいと思っております。千葉座長のほうから何か一言あるようでしたら、お願いたします。

○千葉会長代理 分科会のほうの資料、意見を取りまとめたものですが、1回目は本当にざっくりばらんに思っていることを述べていただきましたので、まだ、まとまっているとい

う方向ではございませんが、一応このような会議を行ったということだけ報告させていただきます。

○東会長 ありがとうございます。

12月18日に第2回の分科会を開催予定ということですので、また議論がもう少し進んだ時点で改めて御報告をいただければと思っております。

本日は御意見を大変たくさんいただき、最後は駆け足になりまして申しわけございませんでした。

以上で本日の議事は終了となります。

次回は今回の意見や関係行政機関からの意見、そしてパブリックコメント、それらを反映させた変更案について御説明いただくという予定になっておりますが、その前に、今日の結果を受けて、いろいろと検討を重ねていく、そういうプロセスになっていくかなと思います。

次回の会議日程等について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○青山消費者教育推進室長 次回、第22回の会議につきましては、2月を予定しております。今いただきました意見も含めまして、また、皆様方から全て聞けなかったものにつきましてはメール等でいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

次回の日程等につきましては、委員の皆様には改めて御連絡をいたします。

○東会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第21回「消費者教育推進会議」を終了いたします。

御協力、どうもありがとうございました。